

**所 沢 都 市 計 画 事 業
所沢駅西口土地区画整理事業**

保留地等公売募集要領

【令和7年度 8街区】

**所沢市 街づくり計画部
所沢駅西口区画整理事務所**

このたび所沢市は、所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業のまちづくりにふさわしい土地利用を目指す方を広く公募し、競争入札によって保留地及び市有地を一体で売却します。

多数の応募をお待ちしております。

目 次

はじめに-----	1
1 入札物件-----	1
2 入札の参加条件-----	2
3 土地利用に関する条件-----	3
4 入札参加申込み方法-----	3
5 入札及び開札の日時等-----	4
6 入札保証金-----	5
7 入札-----	6
8 入札の中止-----	6
9 開札・落札者の決定-----	7
10 入札結果の通知-----	7
11 契約保証金-----	7
12 契約の締結-----	7
13 売買代金の納付-----	8
14 所有権の移転等-----	8
15 土地区画整理事業における清算金について-----	9
16 融資について-----	9
17 税金について-----	9
18 問合せ先-----	10
19 その他-----	10

【資料及び添付書類】

入札手続きの流れ、公売地位置図、公売地詳細図、給水管・汚水取付け管位置図、
一般競争入札参加申込書兼受付書、誓約書、入札書、委任状、地方自治法施行令(抄)

はじめに

保留地及び市有地の購入にあたっては、本募集要領の内容を熟読し、承諾のうえ入札に参加してください。

なお、保留地及び市有地を一体で売却しますが、土地売買契約は別々に締結します。（保留地と市有地の契約額は、面積按分といたします。）

1.入札物件

(1) 物件

物件番号	街区	画地	地積(m ²)	地目/現況	用途地域等
①土地 (保留地)	8	2	1 1 2 4. 9 9	宅地	第一種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200%
②土地 (市有地)	8	1	6 2 7. 9 1		所沢駅西口地区 地区計画
地 積 合 計		1 7 5 2. 9 0m ²			
入札最低価格		9 6 4, 0 9 5, 0 0 0円			
①保留地と②市有地を一体の土地として売却します。					
＊契約額は、保留地と市有地を面積按分					

＊用途地域等の詳しい内容については各担当課にお問い合わせください。(P3 参照)

(2) 上下水道、電気、ガスの供給施設整備状況

利用可能な施設		整備に関する申請等
水道	公共上下水道 所沢市上下水道局 窓口サービス課 TEL 04-2921-1086	・公共水道は取出し済みです。 ・宅地内の工事は、市の指定事業者をとおして、契約者が申請してください。工事費用は契約者負担となります。 ・水道利用加入金は契約者の負担となります。
下水道		・公共下水道は取出し済みです。 ・宅地内の工事は、市の指定事業者をとおして、契約者が申請してください。工事費用は契約者の負担となります。
電気	東京電力(株) TEL 0120-995-001	電気の引込みは契約者が申請し、契約者の負担となります。
ガス	武州ガス(株) TEL 049-241-6611	都市ガスが利用可能です。

***保留地及び市有地の入札にあたっては、以下の事項を確認してください。**

- ・入札前に必ず現地をご確認ください。その際には、周辺住民の迷惑にならないよう十分にご留意ください。なお、敷地内をご覧になりたい方は、別途ご相談ください。
- ・保留地及び市有地は、現況にご納得のうえ契約していただくもので、契約後における購入者の不都合の申し出は受け付けません。なお、公募時点では保留地に所沢駅西口区画整理事務所がありますが、土地引渡し時点までに解体して更地にて引渡します。なお、解体が遅れた場合は、土地の引渡し時期を遅らせる場合があります。
- ・保留地及び市有地の造成(切土、盛土、地盤改良等)工事は全て、購入者の負担となります。
- ・前面道路のL型側溝及び歩車道境界ブロックの切り下げは購入者の負担となります。
- ・保留地及び市有地は銅板が設置されていますが、撤去、処分は購入者で行ってください。その際に掛かる費用は購入者の負担になります。
- ・保留地には電柱が2本現存します。今後、電線地中化へ切り替わるため、その際に抜柱される予定です。
- ・所沢市が存在を予測しなかったものを含め、建築工事等で地中残存物を撤去する場合及び地盤の地質に起因した特別な基礎工事は購入者の負担となります。

2.入札の参加条件

次のいずれかに該当する方は、申込みできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者など)
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分を受けている、もしくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主催者またはその他の構成員。
- (3) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体およびその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供しようとする者。
- (4) (2)(3)に該当する者から委託を受けた者。

3.土地利用に関する条件

- (1) 都市計画法、建築基準法、所沢市街づくり条例、所沢駅西口地区地区計画、土地地区画整理法等、法令を遵守すること。

《問合せ先》

都市計画法	都市計画課	04-2998-9192
建築基準法	都市計画課	04-2998-9192
	建築指導課	04-2998-9180
所沢市街づくり条例	開発指導課	04-2998-9379
所沢駅西口地区地区計画	都市計画課	04-2998-9192
土地地区画整理法	所沢駅西口区画整理事務所	04-2998-9366

- (2) 引渡し後は土地の適正な管理を行い、早期に利用すること。
- (3) 地元住民との関係を損なうことのないよう適切な対応により、土地利用を行うこと。
- (4) 所沢都市計画事業所沢駅西口土地地区画整理事業の目的である、市の表玄関にふさわしい魅力と活力あふれる健全な市街地を形成し、安心・安全なまちづくりに寄与するため、建築物の地上1階部分に店舗・飲食店等の商業施設を設けるよう努めること。

4.入札参加申込み方法

- (1) 受付方法

一般競争入札参加申込書兼受付書に必要事項を記入し、**直接持参**してください。

※電話、郵送、ファックス等による申込みは、受付いたしません。

- (2) 受付期間

令和7年12月1日(月)から12月12日(金)まで

※土曜日、日曜日除く、午前9時から午後4時30分

(正午から午後1時を除く)

- (3) 受付場所

所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市役所 本庁舎高層棟5階 所沢駅西口区画整理事務所

- (4) 申込みに必要な書類

- ①一般競争入札参加申込書兼受付書 (所定の事項を記入、押印(代表者実印)してください)
- ②誓約書 (所定の事項を記入、押印(代表者実印)してください)
- ③印鑑登録証明書 1通
- ④住民票 1通 (法人の場合は、履歴事項全部証明書)

⑤身分証明書（個人のみ） 1通

（本籍地の市区町村で発行されます。本籍地が遠方の方で郵送による発行手続きをする場合、1週間以上の期間が掛かる事がありますので、ご注意ください。）

⑥所沢市支払口座振替依頼書（入札保証金の返金用）

（注1）共有予定者の中の1者が重複して入札参加はできません。

（注2）入札参加申込書に記載された氏名(法人名)が、売買契約締結及び所有権移転登記の際の名義となります。共有の場合は連名者を記入してください。この場合、提出書類の②～⑤については、連名者全員の提出が必要となります。

（注3）住民票については、世帯全員が記載されていること及びマイナンバーが記載されていないものとして下さい。

（注4）入札参加申込書に記載する電話番号は、確実に連絡がとれるものとして下さい。

（注5）③・④・⑤は発行日が1か月以内のもの。

（注6）提出書類は申込み手続き終了後、返還いたしませんのでご了承ください。

（注7）申込み受付時に、「一般競争入札参加申込書兼受付書」の写しをお渡しします。受付書の写しは、入札時に必要となりますので、それまで大切に保管してください。

（注8）契約は、申込者の名義にて行います。単独名義で申込まれた方が共有名義で契約することはできません。

5.入札及び開札の日時等

物件番号 ①保留地 8街区2画地

②市有地 8街区1画地

（1）入札日

令和7年12月22日(月)

（2）開場時間

午前10時30分

（3）入札開始時間

午前11時00分

*入札前に入札保証金の納付が必要です。『6.入札保証金』を参照。

*入札開始時間以降は入室できません。

（4）入札及び開札会場

所沢市役所 本庁舎高層棟6階 602会議室

*入札する金額は保留地及び市有地一体の金額となります。

6.入札保証金

*入札保証金は保留地と市有地で取扱いが異なり、別々に納付が必要となります
のでご注意ください。

(1) 入札保証金

保留地

入札保証金 30 万円の納付が必要です。

市有地

市有地分入札金額の 100 分の 10 以上の入札保証金の納付が必要です。

*市有地の入札保証金は以下のとおり算出する。

1. 入札する総額 $\times 627.91 \text{ m}^2 / 1752.90 \text{ m}^2$ = 市有地代金
* 1 円に満たない金額は切り捨てる。
2. 市有地代金 $\times 10 / 100$ 以上 = 市有地分入札保証金

計算例：入札金額 964,095,000 円の場合

1. $964,095,000 \text{ 円} \times 627.91 \text{ m}^2 / 1752.90 \text{ m}^2 = 345,350,500 \text{ 円}$
2. $345,350,500 \text{ 円} \times 10 / 100 = \underline{34,535,050 \text{ 円以上}}$

(2) 納付方法

入札保証金の納付は、申込受付時にお渡しする納付書で、納付書裏面の
「納めるところ」の金融機関に納付いただきます。

*入札当日に領収書のコピーを、ご提出ください。

*納付にかかる手数料は、入札参加者のご負担となります。

*入札保証金を入札開始時間までに納付されない場合、入札に参加できません。

(3) 入札保証金の返還等

- ①落札者以外の方が納付した入札保証金は、落札者決定後、申し込み時にご提出いただいた「所沢市支払金口座振替依頼書」の口座あてに返金いたします。※手続きには1～2週間程度かかる場合があります。
- ②落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に振り替えることができます。ただし、契約締結と同時に売買代金の全部を支払う場合には、売買代金の一部に充当することができます。
- ③入札保証金には利息は付しません。

(4) 入札保証金の帰属

落札者が契約の締結に応じない場合、又は不正な行為があったときは、落札を取消し、落札者が納付した入札保証金は市に帰属します。

7.入札

(1) 入札日に持参するもの

- ①一般競争入札参加申込書兼受付書（写）
- ②入札保証金にかかる領収書（写）
- ③委任状

代理人が入札する場合。申込者本人の印鑑登録証明書にある印鑑が押印されているもの。

- ④入札書（押印済のもの）

(2) 入札書の書き換え等の禁止

- ①入札者は、入札書の書き換え、差し替え、撤回をすることができません。
- ②入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鉛筆等容易に書き換えできる筆記用具は使用しないでください。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とします。

- ①入札参加者の資格を有しない者のした入札
- ②入札金額が入札最低価格に達していないもの
- ③入札保証金が既定の額に満たないもの
- ④入札書の入札金額、氏名(法人にあっては名称及び代表者名)の確認しがたいもの、鉛筆等容易に書換えできる筆記用具で書かれたもの、その他記載事項が確認できないもの
- ⑤入札書の押印が印鑑登録証明書にある印鑑と違うもの
- ⑥入札金額を訂正したもの
- ⑦一つの入札に同一の入札者（共有を含む）又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの
- ⑧代理人による入札で、委任状の提出がないもの
- ⑨同一物件について、他人の代理を兼ね、若しくは同一物件について2人以上の代理をした者に係る入札
- ⑩その他、入札に関する条件に違反した者

8.入札の中止

入札の執行に際し、特別の事情が発生した場合においては、入札の延期、中止、又は取消しをする場合があります。その場合、入札参加者が損失を受けることがあっても、市は補償の責めを負いません。

9.開札・落札者の決定

- (1) 開札は入札終了後、直ちに入札参加者又は代理人の面前において行います。
- (2) 市が定める入札最低価格以上の額かつ最高価格で入札を行った者を落札者とし、次点の者を補欠者とします。
- (3) 同額の最高価格の入札参加者が2者以上ある場合は、抽選により落札者と補欠者を決定します。抽選は受付番号順で行います。

10.入札結果の通知

落札者を売買契約の相手方と決定したときは、売却決定通知書を送付します。

11.契約保証金

＊契約保証金は保留地と市有地で取扱いが異なり、別々に納付が必要となりますのでご注意ください。

(1) 契約保証金

購入予定者には売却決定通知を送付します。売却決定通知を受け取った日から7日以内に、契約保証金を納付していただき、売買契約を締結します。

保留地

売買価格の 100 分の 5 に相当する金額を納付していただきます。

市有地

入札保証金と同一の額を納付していただきます。

共 通

ア 落札者が納付した入札保証金を契約保証金に振り替えることができます。

イ 落札者の責めに帰すべき理由により契約が解除されたときは、契約保証金は市に帰属します。

ウ 契約保証金には利息は付しません。

12.契約の締結

- (1) 保留地と市有地で、それぞれ契約締結します。
- (2) 売買代金を完納後、使用し、収益することができます。

- (3) 契約に要する費用(収入印紙代)及び換地処分後に行う所有権移転登記の諸費用は、契約された方の負担となります。

13. 売買代金の納付

(1) 売買代金の納付

保留地

売買契約締結の日から50日以内に一括で納付していただきます。

市有地

売買契約締結の日から30日以内に一括で納付していただきます。

共 通

納付した契約保証金は、売買代金に繰り入れるものとします。

14. 所有権の移転等

(1) 所有権の移転等

保留地

保留地は全部事項証明書がないため、一旦保留地台帳に記載されます。

保留地の所有権移転登記は、土地区画整理法第107条第2項の規定による換地処分の登記が完了した後、所沢市が行うものとし、登記に要する一切の費用は、落札者の負担となります。

＊使用収益の開始は売買代金完納後となります。

市有地

ア 所有権移転の時期は、売買代金完納があった日とし、同時に物件を現状有姿のまま引渡します。

イ 所有権の移転登記は、引渡し後に所沢市が行いますが、登記に要する一切の費用は、落札者の負担となります。

ウ 市有地は仮換地であるため、所有権移転登記は従前の全部事項証明書に記載されます。区画整理の換地処分時に購入いただいた土地の全部事項証明書が作成され、内容が移記されます。

エ 契約締結したものについては、その契約内容(物件所在地、数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区別)を公表します。

なお、契約内容については、書面により同意を得た上で公表します。

15. 土地区画整理事業における清算金について

市有地

土地区画整理事業の完了（換地処分公告）時に換地の権利が確定しますが、その際、清算金が発生（徴収もしくは交付）します。

※清算金とは：土地区画整理事業の換地により「従前の土地」と「換地」との間に評価上の不均衡が生じることがありますが、この不均衡を解消するためにやりとり（「徴収」や「交付」）される金銭のことを清算金といいます。

16. 融資について

保留地は全部事項証明書がないため、土地区画整理事業施行中は抵当権等の登記ができません。保留地の購入に際して金融機関から融資をご希望の方は、以下のローン取扱い金融機関にご相談することができます。

- ・武蔵野銀行 所沢支店
TEL 04-2922-7111
- ・埼玉縣信用金庫 所沢東支店
TEL 04-2944-9361
- ・いるま野農業協同組合 所沢西支店
TEL 04-2948-0285

17. 税金について

保留地及び市有地を取得した場合は以下の税金が掛かります。

①登録免許税(国税)

換地処分後、登記するときに課税されます。

《問合せ先》所沢税務署 TEL 04-2993-9111(代表)

②不動産取得税(県税)

保留地及び市有地を取得したときに課税されます。

《問合せ先》所沢県税事務所 TEL 04-2995-2137

③固定資産税及び都市計画税(市税)

土地代金を完納した年の翌年から課税されます。

《問合せ先》所沢市資産税課 TEL 04-2998-9068

④印紙税(国税)

保留地及び市有地の売買契約を締結する際に課税されます。

《問合せ先》所沢税務署 TEL 04-2993-9111(代表)

18.問合せ先

所沢市 街づくり計画部 所沢駅西口区画整理事務所

〒359-8501

所沢市並木一丁目1番地の1(本庁舎高層棟5階)

電 話 04-2998-9366

FAX 04-2998-9490

e-mail a9366@city.tokorozawa.lg.jp

19.その他

この要領に定めのない事項については、所沢市契約規則、所沢市普通財産売払要綱、所沢都市計画事業土地区画整理事業の保留地処分に関する規則、及び、その他関係法令の定めるところによります。

入札手続きの流れ

この流れは、入札手続の概略を説明したものです。入札に当たっては、「保留地等公売募集要領」を熟読してください。

①要領の配布

- 令和7年11月4日(火)から『保留地等公売募集要領』を所沢駅西口区画整理事務所（市役所本庁舎高層棟5階）及び所沢市ホームページで配布します。なお、土曜・日曜は除きます。

②入札の申込

- 受付期間：令和7年12月1日(月)～令和7年12月12日(金)
なお、土曜・日曜は除きます。
- 受付時間：午前9時00分～午後4時30分(正午から午後1時を除く)
- 受付場所：所沢駅西口区画整理事務所（市役所本庁舎高層棟5階）
- 受付後に「一般競争入札参加申込書兼受付書」の写しを交付します。

③入札・入札保証金

- 日時：令和7年12月22日(月)午前11時00分
- 場所：所沢市役所 本庁舎高層棟6階 602会議室
※時間は厳守してください。(途中入室はできません)
※入札には保留地及び市有地それぞれ入札保証金の納付が必要です。
詳しくは要領をご確認ください。

④開札・落札者決定 ⑤契約説明

- 入札終了後、直ちに開札を行います。
- 入札最低価格以上の額かつ最高価格で入札された者を落札者とし、次点の者を補欠者とします。
- 契約説明は落札者決定後に行います。

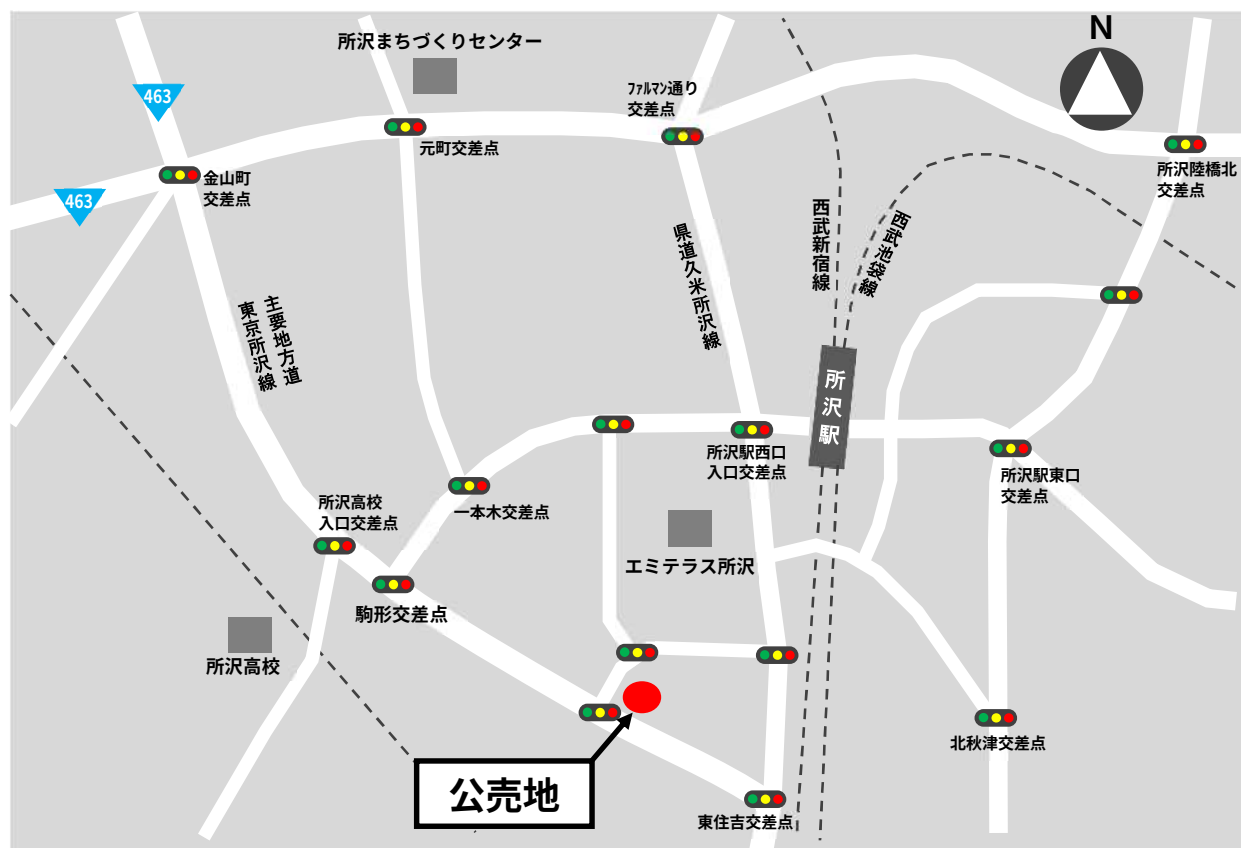
⑥契約の締結 (売買代金納付)

- 「売却決定通知書」を受けた日から7日以内に売買契約を締結します。
※保留地及び市有地それぞれ契約保証金が必要です。
詳しくは要領をご確認ください。
また、売買契約締結後、指定の期間内に売買代金の全額を納付していただきます。詳しくは要領をご確認ください。

⑦支 払 所有権の移転 引渡し

- 保留地の所有権移転登記は、換地処分の際に所沢市が行います。
- 市有地の所有権移転登記は、売買代金が完納され、物件の引渡し後に所沢市が行います。
*登記費用については保留地、市有地とも落札者の負担となります。

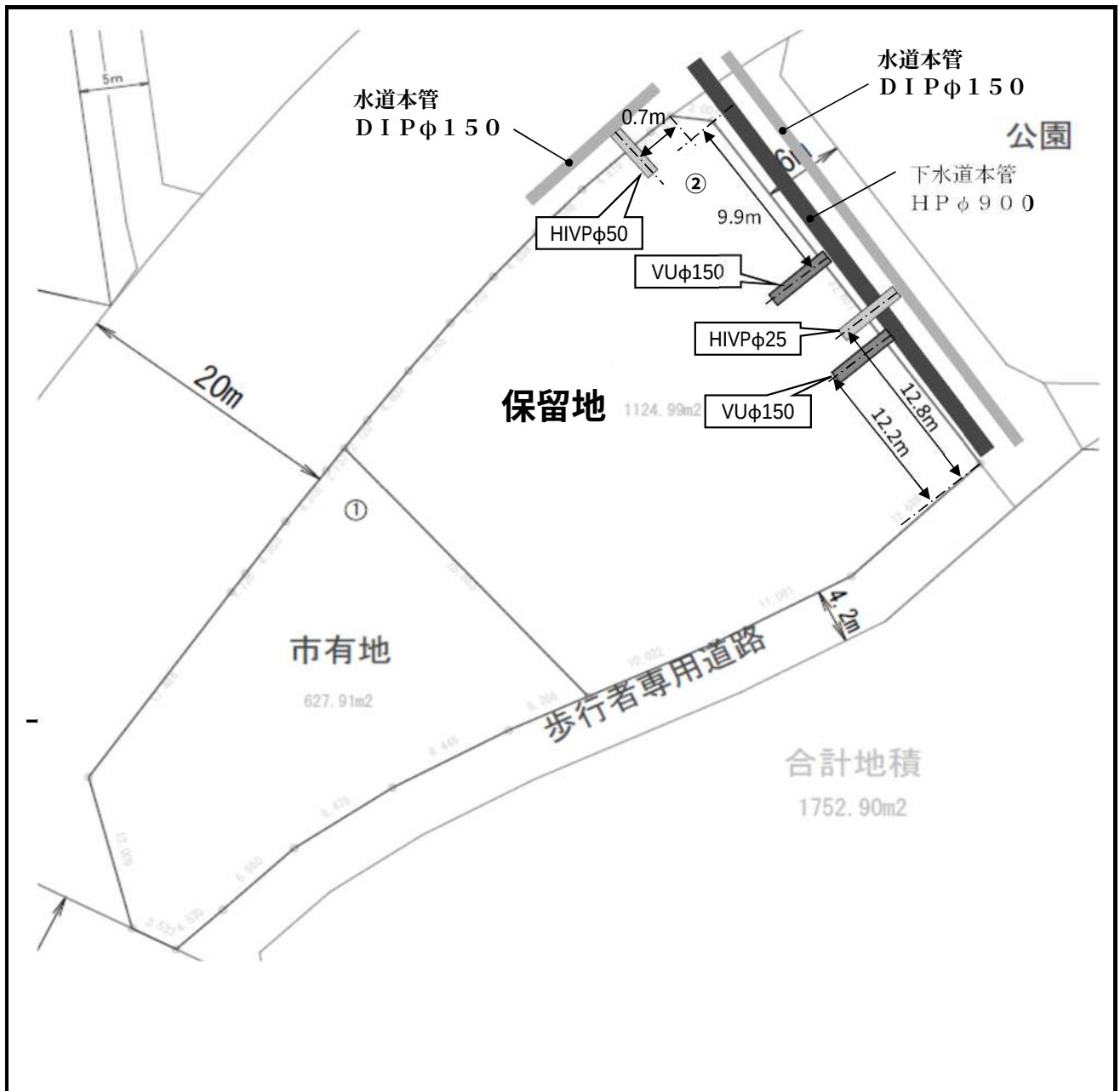
公売地位置図



公売地詳細図



給水管・污水取付け管位置図



受付番号

一般競争入札参加申込書兼受付書

令和 年 月 日

(あて先) 所沢市長

保留地及び市有地売払いの一般競争入札に参加したく、保留地等公売募集要領の内容を承諾のうえ、次のとおり申込みます。

1 入札参加物件

物件番号	街区番号	画地番号	地積(m ²)	最低入札価格(円)
① ②	8	2, 1	1752.90	964,095,000

2 申込者

住 所 (又は所在)		
氏 名 (又は法人名・代表者名)		⑩
連 絡 先		— —
連 名 者 (共有の場合)	住 所 (又は所在)	
	氏 名 (又は法人名・代表者名)	⑩
	連 絡 先	
	住 所 (又は所在)	
	氏 名 (又は法人名・代表者名)	⑩
	連 絡 先	— —

受 付 印

●入札の日時・場所

日 時 : 令和7年12月22日(月)

時 間 : 午前11時00分までに入室

場 所 : 所沢市役所本庁舎高層棟6階 602会議室

誓 約 書

私は、所沢市が実施する保留地及び市有地売払いの一般競争入札における入札参加申込みをするにあたり、次の事項を誓約いたします。

1. 以下に記載された事項に該当いたしません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者など）
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を受けている、もしくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主催者またはその他の構成員
- (3) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体およびその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供しようとする者
- (4) (2)(3)に該当する者から委託を受けた者

2. 申込みに際し、保留地等公売募集要領、現地、売払物件の法令上の規制等すべて承知の上申込みいたします。

また、この誓約書に誓約した内容に虚偽等があった場合など、自己の責めに帰す事由により、入札参加資格の取り消し、落札の無効、契約の解除等により私に生じた損害を、所沢市に対し、一切請求いたしません。

3. 売払決定後、指定された期日までに売買契約書を締結いたします。

4. 暴力団等を排除することを目的として、私の氏名（法人にあっては、法人名及び代表者、役員等の氏名）、ふりがな、住所等について、警察当局に情報提供されることについて同意します。

令和 年 月 日

（あて先）所沢市長

住所（所在地）

氏名

（又は法人名・代表者名）

⑩

【共有名義の場合】

共有者の住所

共有者の氏名

（又は法人名・代表者名）

⑩

共有者の住所

共有者の氏名

（又は法人名・代表者名）

⑩

入札書

令和 年 月 日

(あて先) 所沢市長

申込者

住所
(又は所在)

氏名
(又は法人名・代表者名)

印

共有の場合

住所
(又は所在)

氏名
(又は法人名・代表者名)

印

上記代理人

氏名

印

●入札物件

物件番号	所在地
①②	8街区2画地 (1124.99m ²) 8街区1画地 (627.91m ²)

●入札金額(総額・円)

	十億			百万			千			円
--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

(注意)・金額は、0・1・2・3…というように算用数字で記入し、頭に¥を付記してください。

- ・金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- ・代理人の場合は、申込者の住所・氏名並びに代理人の氏名をご記入のうえ、押印してください。
- ・保留地等公売募集要領5ページ「6. 入札保証金」参照。

委 任 状

令和 年 月 日

(あて先) 所沢市長

委任者 (委任した人)

住 所
(又は所在)

氏 名
(又は法人名・代表者名)

⑨

共有の場合

住 所
(又は所在)

氏 名
(又は法人名・代表者名)

⑨

私は、次の者を代理人と定め、保留地及び市有地売払いの一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

代理人 (委任された人)

住 所

氏 名

⑨

記

●入札物件

物件番号	所 在 地
① ②	8 街区 2 画地、8 街区 1 画地 (1752.90m ²)

(注意) *委任者の印は印鑑証明書により証明されている印としてください。
*代理人の印は入札時に使用する印としてください。

地方自治法施行令（抄）

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

所沢市支払金口座振替依頼書記入上の注意

1. 新規に登録する場合は登録欄、変更の場合は変更欄を○で囲みます。

2. 変更の場合は、太枠名の上の□に「V」を記入します。

【名称記入欄】

3. フリガナ（法人名等）には組織名（例えば、「カブシキガイシャ」等）を記入しないでください。

4. フリガナ（代表者名）には肩書（例えば、「ダイヒョウトリシマリヤク」等）を記入しないでください。

＊ 法人名（カナ）、代表者名（カナ）は左詰で、姓と名の間は1マスあけ、濁点（・）、半濁点（゜）も一字として記入します。

【口座記入欄】

5. 口座番号は右詰で記入してください。

6. フリガナ（口座名義人）の法人組織名（「カブシキガイシャ」等）は省略可能です。
（例えば、『株式会社〇〇〇〇』は『カ）〇〇〇〇』）

＊ 口座名義人（カナ）は左詰で、姓と名の間は1マスあけ、濁点（・）、半濁点（゜）も一字として記入します。

【その他】

7. 記載内容に変更がなければ、再度の申請は不要です。

＊ その他、疑問のある場合は提出先担当課、または出納室まで連絡ください。

所沢市支払口座振替依頼書

[illegible]

(あて先) 所沢市長

適用開始日	年 月 日
-------	-------

下記のとおりに所沢市口座振替を依頼をします。

※変更の場合も太枠は全部記入し、変更する太枠名（名称・住所所在地等・口座）の上の□に「**√**」を入れてください。

名 称	法人名 屋 号 個人名	カナは組織名不要→
		漢字
	支 店 営業所 出張所	漢字
	代表者名 (肩書・氏名)	カナは肩書不要→
		漢字

住 所・所 在 地	郵便番号			—			
	都道府県 市区郡町村	都道府県 市区町村					
	町・丁目 大番 地						
	方 書						
	電 話 番 号	()					
	F A X 番号	()					

口座	金融機関名	銀行・信金 農協・その他										本店・支店 出張所・支所		
	預金種目	普通・当座・貯蓄・その他()					口座番号							
	口座名義人	カナ												
漢字														

※ 記載内容に変更がなければ、再度の申請は不要です。
疑問のある場合は提出先担当課、または出納室まで連絡ください。

市役所担当課	電話	担当者
変更を希望する項目を○で囲み、 カッコに摘要名を記入します。	口座情報： 1. (通常) 2. ()	

所沢市支払金口座振替依頼書

相手方番号

記載例 (法人)

(あて先) 所沢市長

下記のとおり所沢市口座振替

登録
変更

を依頼をします。

※変更の場合も太枠は全部記入し、変更する太枠名(名称・住所所在地等・口座)の上の□に「V」を入れてください。

名 称	カナは組織名不要→	カ	ナ	ミ	キ										
	法人名	漢	株式会社 並木												
	屋 号	漢													
	個人名	漢													
支 店 営業所 出張所	漢														
	カナ	ト	コ	ロ	サ	・	ワ	タ	ロ	ウ					
	漢	代表取締役 所沢 太郎													
	漢														
カ	カナは肩書不要→	ト	コ	ロ	サ	・	ワ	タ	ロ	ウ					
	代表者名	漢	代表取締役 所沢 太郎												
	(肩書・氏名)	漢													
	漢														

フリガナ(法人名等)には組織名(例えば、「カブシキガイシャ」等)は不要です。

フリガナ(代表者名)には肩書(例えば、「ダイヒョウトリシマリヤク」等)は不要です。

住 所 ・ 所 在 地	郵便番号	3	5	9	—	0	0	4	2					
	都道府県 市区郡町村	埼玉県 所沢市												
	町・丁目 大番 字地	並木1丁目1番地の1												
	方 書													
	電 話 番 号	0	4	(	2	9	9	8	)	1	1	1	1	
	FAX 番号	()												

口 座	金融機関名	埼玉県 所沢市												
	預金種目	普通・当座・貯蓄・その他() 口座番号 1 1 1 1 1 1 1												
	口座名義人	カ	カ	)	ナ	ミ	キ							
	漢	株式会社 並木												

口座番号は右詰で記入してください。

※ 記載内容に変更がなければ、再度の申請は不要です。
疑問のある場合は提出先担当課、または出納室まで連絡ください。

市役所担当課	電話	担当者
変更を希望する項目を○で囲み、 カッコに簡易名を記入します。	口座情報： 1. (通常) 2. ()	

市役所担当課		電話	担当者
変更を希望する項目を○で囲み、 カッコに摘要名を記入します。	口座情報：	1. (通常)	2. ()